

お客様各位

**キャッシュカード振込機能の一部利用制限の対応開始について
(還付金詐欺等の振り込め詐欺被害からお客さまのご預金を守るための対応)**

昨今、キャッシュカードによるお振込みに不慣れなご高齢のお客さまをＡＴＭコーナーに誘導し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」等が急増しております。

鳥取県・島根県６信用金庫では、「還付金詐欺」等の被害を防止することを目的に、下記のとおり、キャッシュカードによるお振込みの利用を一部制限させていただく対応を開始いたしますので、お知らせいたします。

記

- １．対応開始する鳥取県・島根県６信用金庫
鳥取信用金庫、米子信用金庫、倉吉信用金庫
しまね信用金庫、日本海信用金庫、島根中央信用金庫

２．対応の内容

目的	お振込みに不慣れなご高齢のお客さまをＡＴＭコーナーに誘導し、キャッシュカードによりご預金を振り込ませる「還付金詐欺」等の被害からお客さまを守ることを目的としております。
対象となるお客様	上記の６信用金庫で口座をお持ちのお客さまのうち (１) <u>70歳以上</u> かつ (２) 過去１年間、 <u>キャッシュカードによるお振込みをされていない口座</u> をお持ちのお客さま（お振込みをされていない口座のみ対応します）
対応	上記の対象となるお客さまにつきましては、ＡＴＭでのキャッシュカードによるお振込みができなくなります。（振込限度額を「０円」とさせていただきます）
対応開始日	平成29年5月10日（水）より
その他	対象のお客さまがキャッシュカードによるお振込みを希望される場合は、窓口にお申し出いただき、金庫にてご本人さまであることを確認のうえ、お振込みの手続きをさせていただくことといたします。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

<上記についてのお問い合わせ>

島根中央信用金庫お取引店窓口までお問い合わせください。

